

◆主な国の家族分野
社会支出の割合

日本	0.75%
アメリカ	0.70
イタリア	1.30
ドイツ	2.00
イギリス	2.90
フランス	3.00
スウェーデン	3.00

の強さがうかがえる。その一つが、学歴との関係だ。大阪市が04年3月にまとめた「大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」によると、希望する子供の最前から有志で、生活保護家庭の子供に無料で勉強をさせている東京都江戸川区の職員、徳沢健さんは、「家の事情や親の学歴を考え、自ら進学をあきらめる

③つの提案

- ・政府は実態の解明を早急に
- ・賃金アップなどで所得保障を
- ・福祉と教育の連携で支援を強化

などで財源を確保したうえで、低所得者に配慮した税制上の見直しや、児童向けの各種手当の拡充などにより、所得保障を強化することが必要だという。

「生きがい」感じる後押しを

私のあしん 提言

人口減社会における女性と高齢者の就労促進について、厚生労働省出身で労働政策に詳しい資生堂副社長の岩田喜美枝さんに聞いた。(聞き手・小畑洋一)

◇ 社会保障政策のポイントは何か。

「所得保障より労働保障を重視することだ。すべての人が、生涯を通じて仕事

をして収入を得ると同時に、生きがいを感じられるようにする。働く女性の7割は、出産のために仕事を辞めている。高齢者の就労意欲の高さも生かしていない。年齢や性別に関係なく労働の機会を保障するべき

岩田 喜美枝さん



(資生堂副社長)

だ。障害者、母子家庭の母親など、就労が困難な人たちへの支援も必要で、国や自治体をはじめ、地域のNPOも含めたチームで、様々なニーズに応じた支援策を考えてほしい」

「女性の就労環境整備をどう進めるか。男性と同じように働けるようになっている。問題は子供がいる女性への対応で、まず出産しても仕事を辞めないのが当たり前、という状況にすること。資生堂は07年度に800人以上の女性社員が育児休業を取得しており、辞めたのは2人だ

けだった。次のステップは、仕事を続けられるだけではなく、子育てをしながらキャリアを積み重ねていけるようにすること。それには長時間労働の解消が必要で、仕事も生活も大事にする『ワークライフバランス』の浸透が欠かせない」

「多様な女性の生き方を認めるべきだ、という考え方は疑問だ。結婚していてもいなくても、子供がいてもいなくても、すべての女性が仕事を継続することを前提にしなければ、これらの社会は支えられない。

「超高齢社会を、どう乗り切るか。高齢者が高齢者を支える仕組みが必要だ。お金がある人は税や保険料を払って、時間がある人は労働力を提供して、支えてもらう。地域活動、社会貢献を含め、

高齢者が何らかの形で社会に参加できるように、現役時代から素地を作っておいて欲しい。そもそも、高齢者は一部を除いて弱者ではない。日本では性別や年齢で線を引くことが多いが、仕事なら能力、負担なら収入・資産など、実質的な基準で区分すべきだ」

「子供がいない女性は、男性と同じように働けるようになっている。問題は子供がいる女性への対応で、まず出産しても仕事を辞めないのが当たり前、という状況にすること。資生堂は07年度に800人以上の女性社員が育児休業を取得しており、辞めたのは2人だ

「超高齢社会を、どう乗り切るか。高齢者が高齢者を支える仕組みが必要だ。お金がある人は税や保険料を払って、時間がある人は労働力を提供して、支えてもらう。地域活動、社会貢献を含め、

「正社員、非正社員の壁を取り除くのは容易ではない。当面できるのは、非正規雇用から正規雇用への道を開くこと。フリーターを正社員ですぐ雇うことはできないが、まず非正規でがんばってもらい、そのうえで優秀な人に正社員への転換の道を作る。これが現実的な対応策だと思う」

「若者をめぐる「格差」をどう考えるか。正社員、非正社員の壁を取り除くのは容易ではない。当面できるのは、非正規雇用から正規雇用への道を開くこと。フリーターを正社員ですぐ雇うことはできないが、まず非正規でがんばってもらい、そのうえで優秀な人に正社員への転換の道を作る。これが現実的な対応策だと思う」

「若者をめぐる「格差」をどう考えるか。正社員、非正社員の壁を取り除くのは容易ではない。当面できるのは、非正規雇用から正規雇用への道を開くこと。フリーターを正社員ですぐ雇うことはできないが、まず非正規でがんばってもらい、そのうえで優秀な人に正社員への転換の道を作る。これが現実的な対応策だと思う」

「若者をめぐる「格差」をどう考えるか。正社員、非正社員の壁を取り除くのは容易ではない。当面できるのは、非正規雇用から正規雇用への道を開くこと。フリーターを正社員ですぐ雇うことはできないが、まず非正規でがんばってもらい、そのうえで優秀な人に正社員への転換の道を作る。これが現実的な対応策だと思う」

T100・8055 読売新聞東京本社 社会部 岩田喜美枝氏 @yomiuri.com

* 社会保障特集は、毎月第1火曜日に掲載します。

子供の貧困は、一人親家庭で目立つといわれる。国は、こうした家庭に対し、「児童扶養手当」を支給している。

手当の対象は、離婚や死別などで父親のいない18歳までの子供を育てている母親や養育者。支給額は受給資格者の所得や子供の数などによって決まる。全額支給の場合、毎月4万1720円。子供が2人の場合は5000円、3人目以降は子供1人に

つき3000円が加算される。子供1人で、年収が約130万円未満の家庭の場合、全額の4万1720円が支給される。年収が130万円以上365万円未満では、収入が増えるにつれて手当は少しずつ減り、365万円以上になると支給されない。厚生労働省によると、児童扶養手当の受給者数は2008年2月現在で約99万9000人。このうち、全額が支給されている人は約59万人。手続きは市区町村の窓口で行っている。

プラス @

児童扶養手当を支給